

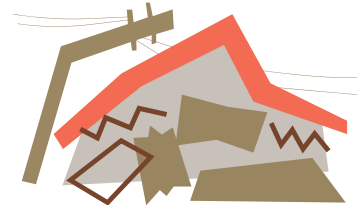
木造住宅耐震改修促進事業

耐震診断、総合支援メニューの 費用の一部を補助します



■問合せ 都市建設課 ☎029-885-0340

令和6年能登半島地震では、多くの木造住宅が被害を受けています。特に1981年(昭和56)年5月以前に建設した木造住宅は地震により倒壊する危険性が高いため、耐震化を図りましょう。



耐震診断・・・耐震診断士を派遣(無料)

木造住宅の耐震性能の確認や耐震化の意識の啓発を図ることを目的に、木造住宅の耐震診断を希望される所有者等に専門の知識を持つ「耐震診断士」を派遣します。

▼次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの
- ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの
- ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと
- ⑤所有者が村税等に滞納がないこと



総合支援メニュー・・・改修工事費の5分の4以内の額を補助(上限100万円)

地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを進めるため、木造住宅の耐震改修設計・耐震改修工事費用の一部を補助します。

▼次の全ての要件を満たす住宅が対象となります。

- ①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅
※店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの
- ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの
- ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修設計・工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの
- ④茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修設計を行うものであること
- ⑤当該年度の2月末日までに耐震改修設計および耐震改修工事が完了すること
- ⑥他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと
- ⑦所有者が村税等に滞納がないこと



◇**申込期限** 11月29日(金)

※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。

◇**申込方法** 各申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて役場都市建設課まで提出してください。

※申込用紙は都市建設課窓口、または村ホームページからダウンロードしてください。

◇**問合せ** 役場都市建設課 ☎029-885-0340(内)222